



平成 21 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社東理ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 忍田 登南
(コード番号 5856 東証第 2 部)
問合せ先 専務取締役 永井 鑑
(TEL. 03-3548-1014)

(訂正) 支払手数料返還金の返還にともなう「特別利益の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」の全部訂正について

当社は、本日開催の取締役会におきまして、平成 21 年 9 月 16 日に公表いたしました「特別利益の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」及び平成 21 年 9 月 10 日に公表いたしました「支払手数料返還金に関するお知らせ」によりご説明いたしました、支払手数料返還金を当社代表取締役社長でありました福村康廣氏に返還することを決議しましたのでお知らせいたします。これにともない平成 21 年 9 月 16 日に公表いたしました「特別利益の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」の全部訂正を下記の通りいたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 支払手数料返還金の返還

下記 2. (2) C の通り、支払手数料返還金を当社代表取締役社長でありました福村康廣氏に返還することといたします。

2. 特別利益の計上の訂正

(1) 内容

上記 1 にともない、平成 21 年 9 月 16 日に公表いたしました「特別利益の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」における平成 22 年度 3 月期第 2 四半期での特別利益の計上について、会計処理上当該計上をしないこととなるため訂正を行なうものであります。

(2) 理由

A. 平成 21 年 9 月 10 日・16 日の開示について

平成 21 年 9 月 10 日・16 日の開示におきまして、平成 16 年 12 月 8 日に開示いたしました新株予約権による資金調達 8,080 百万円に関するコンサルティング費用 1,680 百万円（消費税を含め 1,764 百万円）につきまして、顧問弁護士である河合弘之氏よりコンプライアンス上、増資金額に比してコンサルタント費用が過大ではないかとの印象から、コンサルタントの役務の提供とその費用とのバランスが問題にされるおそれがあるとの指摘を受けました。上記金額の支払につきましては、当時の取締役会の決議を経ている等の理由で適法と考えられますが、当時及び返還時の代表取締役社長でありました福村氏は、そのようなおそれは経営者として自ら払拭すべきであると考え、自らの負担において上記金額全額（1,764 百万円）を平成 21 年 9 月 10 日当社に振込みました。当社では、資金調達はなされているので、コンサルタントの役務提供内容に応じた妥当額を超える金額のみが返還されるべきではないかとの意見や、本資金調達がなされていなければ当社の資金繰りが行き詰まり、企業としての存続が危ぶまれていたであろうこと等を考慮すると妥当な額であったのではないかという意見も出ましたが、費用の絶対額が大きいこともあるので、返還者の意志でもある全額返

還を受入れるべきであるということとなりました。受け入れることとした判断につきましては、①顧問弁護士から福村氏に全額を返還するべきであるとの示唆があったことにより法的に当社は受入れるべきであるとの認識②返還を受入れることでコンプライアンス上の疑義が払拭されることは当社にとって望ましいとの認識③返還金の受入れは当社にとって経済的に望ましいことであるとの認識から、十分な事実調査をしないまま、その時点では、この行為に妥当性及び適正性があると認識してしまったからであります。また、平成 21 年 9 月 16 日には、上記金額を特別利益とすることと、それにとまなう業績予想の修正を行ないました。

B. 平成 21 年 9 月 16 日以降の調査等について

当社は、上記の手数料返還金の受け入れの判断を、短期に不十分な情報に基づいて行なったとの問題意識から、本件に関する事実関係がどうであったのかを確認するための調査を進めました。この調査におきまして、資金調達額に対するコンサルティング費用の比率（手数料率）が過大でないものと考えられること及び契約当時、福村氏は契約先の大株主でありましたが、コンサルティング業務の大部分は再委託されており、コンサルティング費用についても貢献度に応じて大部分が再委託先に支払われており、資金調達業務（当社の増資による資金調達を円滑ならしめるための支援業務等）にも実体があり、対価性にも問題がないと考えられることが判明いたしました。本調査内容につきまして、第三者の弁護士であります早稲本和徳氏に下記の論点についての法律意見書の作成依頼をいたしました。法律意見書の作成にあたっては、当社が提供した基礎資料（口頭による事情説明等を含む）が正確であることを前提としており、当該基礎資料の正確性の確認作業は含まれておらず、正確性に関する責任は当社にあります。また、当該基礎資料においては、当社（東京理化学工業所を含む）の過去の増資による資金調達においても同様のコンサルタント契約が締結された事実があること、その際のコンサルティング業務に関する報酬額は資金調達額の 20%程度であったことを示しており、当社社長忍田から「大手証券会社が引き受けるような優良上場企業の増資の場合であれば手数料は 2%から 6%程度であるが、多額の負債を抱えた赤字会社が資金調達する際には、20%から 30%の報酬を払わなければ増資は困難であり、それが通常であった。また、そのような他社事例の存在を直接及び間接に知っている。」との説明も行なっております。

①顧問弁護士による平成 21 年 9 月 10 日・16 日に開示しました手数料全額の返還示唆の妥当性

②顧問弁護士による平成 21 年 9 月 10 日・16 日に開示しました「増資金額に比してコンサルタント費用が過大でないかとの印象から、コンサルタントの役務の提供とその費用のバランスが問題にされるおそれがあるとの指摘を受けました」との点に関し、「費用が過大」である旨の顧問弁護士の指摘の評価

③当社からの返還の妥当性

④当社からの返還金額が福村氏からの支払金額と同額の 17 億 6400 万円であることの妥当性

⑤当社からの返還金額の一部について、当社が支払手数料返還金が支払われる直前に福村氏から営業用不動産として購入した不動産売買契約（注）に関し、本件売買契約を解消して不動産売買代金返還請求権と相殺することの妥当性、及びその金額の妥当性

（注）福村氏の支払手数料返還金の原資の一部とするために、当社が営業用不動産として同氏の保有する不動産を買取るための不動産売買契約であります。各論点に対する意見書の内容は下記の通りであります。

- ①福村氏から本件手数料支払に関して法的な意見を求められた顧問弁護士が、本件手数料支払に関して株主代表訴訟を提起されるリスクがあること、その場合の損害額が本件手数料と同額となる可能性があること、代表取締役として本件手数料と同額の金員を会社に対して支払うことによって当該リスクを回避することが可能であると示唆した行為は、顧問弁護士の一般的な法的見解としては妥当性があると思料する。また、当時福村氏から顧問弁護士が与えられた情報が十分でなかったこと（コンサルティング費用の額、契約書、取締役会議事録、本人が契約先の株主であったであろうことなどのみの情報でありました）ことも考慮する必要がある。
- ②法的見解を述べた時点において、当社の過去の事例、他社事例、業界基準、株式等の取引に関する専門家意見等の妥当性の有無、程度を明確に判断できる客観的根拠が与えられていなかった以上、増資額に対する本件手数料の割合が 21.0%であることについて、株主代表訴訟において「費用が過大」であるとの指摘を受ける可能性があることと評価したことは、一般的な法的見解として妥当性を有するものと思料する。
- ③当社が、当社の取締役会決議を経て、本件手数料を支払ったことについては、その金額の点を含めてなお妥当（経営判断原則による場合を含む。）であると思料する。従って、現時点において、当社には本件手数料支払に関する損害は存しない。また、現時点において、本件手数料支払に関する株主代表訴訟は提起されておらず、当社に損害が発生する危険性についても未だ抽象的危険にすら至っていない状況である。従って、当社が福村氏から支払われた金員を現時点において保有すべき法的な原因は存しない。そのため、当社が、福村氏に対して任意に返還することは妥当性があると思料する。
- ④当社が任意に返還することが妥当であることの根拠は、福村氏から支払われた金員を現時点において保有すべき法的な原因は存しない点に存する。従って、当社からの返還金額は、当社が現に利得を得ている範囲となるが（民法 703 条）、本意見書作成の時点では、福村氏からの支払金額と同額の 17 億 6400 万円が当社の利得であると思料する。
- ⑤当社が福村氏に対して金員を返還することは妥当性があると思料するが、本件不動産売買代金を相殺によって控除しない場合には、当社において売買代金相当額が社外に流出することになり、貴社のキャッシュフローに影響を及ぼすことになる。他方で、本件不動産売買契約が福村氏からの当社に対する支払いの方法として締結されたこと、福村氏と当社は本件不動産売買契約の解消を予定していることに鑑みれば、売買代金相当額返還請求権と福村氏に対する返還債務とを対当額で相殺することが望ましい。

C. 当社としての判断

当社といたしまして、上記弁護士の意見等を踏まえ、再度検討しました結果、現時点での判断は以下の通りであります。

- ①平成 21 年 9 月 10 日・16 日の開示内容につきましては、返還を受けること及び金額の妥当性について議論されましたが、一部断片的な情報をもとに、返還者の意志である全額返還を受け入れる判断を下したものであり、当時の状況からこの判断にはやむを得ない部分もあったと考えられますが、早計なものでありました。
- ②調査の結果、平成 16 年 12 月 8 日に開示いたしました新株予約権による資金調達 8,080 百万円に関するコンサルティング費用 1,680 百万円（消費税を含め 1,764 百万円）につきましては、対価性及び金額に妥当性があるものと判断いたします。

従いまして、当社は福村氏に支払手数料返還金を返還することといたします。併せて本件不動産売買契約を解約します。そのうえで具体的には、平成 21 年 9 月 10 日に福村氏より当社に振込まれました、1,764 百万円より、同氏から購入しました不動産代金を差引いた金額（1,234 百万円）を同氏に返還することといたします。また、当社は福村氏と合意書を締結し、本返還金の返還に関連して、後日、当社に対する損害賠償債務があったのではないかと指摘ないし可能性があり得ることから、当社の返還の妥当性を高めるために、当社は福村氏より同氏の保有する不動産及び当社株式（2,440 万株）の担保提供を受けるものといたします。なお、現時点における担保の評価総額は、1,823 百万円であります。

D. 問題点

今般の支払手数料返還金の取扱を巡りましては、当社自らが市場を混乱させ、株主様、取引先様、市場関係者様はじめ多くの方々にご迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。この原因につきましては、平成 21 年 9 月 10 日・16 日の開示の際の事実関係の確認及び情報収集の不十分さによるものであり、特別利益の計上及び業績予想の修正といった、業績に多大な影響を与える事象にもかかわらず、検討への取組みに精緻さを欠く点があったことは否めません。今後情報開示に際しての事実関係確認を徹底させる所存であります。

（3）過年度決算への影響

支払手数料返還金の返還に関しまして、過年度決算の修正はありません。

3. 連結業績予想等の修正にかかる訂正

（1）内容

上記 2 にともない平成 21 年 9 月 16 日に公表いたしました「特別利益の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」における業績予想の修正自体を行なわないことに訂正するものであります。

（2）連結業績予想等の訂正内容

（金額の単位：百万円）

①平成 22 年 3 月期第 2 四半期連結累計期間業績予想数値の修正（平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1 株当たり 四半期純利益
前回発表予想 (A) (訂正前)	11,007	48	60	1,738	18 円 59 銭
今回修正予想 (B) (訂正後)	11,007	48	60	58	0 円 62 銭
増減額 (B-A)	0	0	0	△1,680	—
増減率 (%)	—	—	—	△96.7	—
（ご参考）前期実績 （平成 20 年 9 月中間期）	15,737	1,309	1,430	364	3 円 89 銭

②平成 22 年 3 月期通期連結業績予想数値の修正（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
前回発表予想 (A) (訂正前)	23,374	384	403	2,016	21 円 56 銭
今回修正予想 (B) (訂正後)	23,374	384	403	336	3 円 60 銭
増減額 (B-A)	0	0	0	△1,680	—
増減率 (%)	—	—	—	△83.3	—
(ご参考) 前期実績 (平成 21 年 3 月期)	28,490	1,113	1,314	△ 1,872	△20 円 03 銭

(注) 1 株当たり利益は、全て現在の発行済株式数である 93,485,800 株に換算してあります。

③平成 22 年 3 月期第 2 四半期累計期間個別業績予想数値の修正（平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1 株当たり 四半期純利 益
前回発表予想 (A) (訂正前)	183	△ 12	1	1,176	12 円 58 銭
今回修正予想 (B) (訂正後)	183	△ 12	1	0	—
増減額 (B-A)	0	0	0	△1,176	—
増減率 (%)	—	—	—	△100.0	—
(ご参考) 前期実績 (平成 20 年 9 月中間期)	663	△ 35	85	△ 1,111	△11 円 88 銭

④平成 22 年 3 月期通期個別業績予想数値の修正（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
前回発表予想 (A) (訂正前)	787	29	55	1,213	12 円 98 銭
今回修正予想 (B) (訂正後)	787	29	55	37	0 円 40 銭
増減額 (B-A)	0	0	0	△1,176	—
増減率 (%)	—	—	—	△96.9	—
(ご参考) 前期実績 (平成 21 年 3 月期)	1,088	82	225	△ 4,561	△48 円 79 銭

4. 今後の予定

平成 21 年 10 月 15 日 取締役会決議

平成 21 年 10 月 15 日 福村氏と合意書の締結

平成 21 年 10 月 15 日 支払手数料返還金の返還

(注) 予想につきましては、現時点において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績等は今後様々な要因によって予想数値と異なる場合がございます。

(参考) 平成 21 年 9 月 16 日 「特別利益の計上および業績予想の修正に関するお知らせ」

平成 21 年 9 月 10 日 「支払手数料返還金に関するお知らせ」

平成 21 年 5 月 8 日 「業績予想の修正に関するお知らせ」

平成 16 年 12 月 8 日 「第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ」

以 上